

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第19回)

# クレームにおける明確性判断

### ~クレーム範囲が客観的な境界を示しているか否か~

NIAZI LICENSING CORPORATION,
Plaintiff-Appellant
v.

ST. JUDE MEDICAL S.C., INC., Defendant-Appellee

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

#### 1. 概 要

クレームの明確性要件に関し、米国特許法は、「明細書は、発明者又は共同発明者が発明とみなす主題を特定し、明白にクレームする1又は2以上のクレームで終わらなければならない」と規定している(米国特許法第112条(b))。

また判例においては、Nautilus事件 $^1$ において最高裁判所は、「クレームは、明細書及び審査経過に照らして読んだ場合に、本発明の範囲について当業者に合理的な確実性をもって通知できない場合にのみ不明確となる」と判示している。

本事件においてはクレーム中のカテーテルの特徴を定義する「弾力性 (resilient)」、及び、「柔軟な (pliable)」の文言が明確か否か、が争われた。

CAFCは、クレームの文言は客観的な境界を示しているとして、不明確とした地裁判決を取り消した。

#### 2. 背景

#### (1) 特許の内容

Niaziは、「冠状静脈洞にカニューレを挿入するためのカテーテル」と称する米国特許第6638268号(268特許という)を所有している。

うっ血性心不全は、米国での入院につながる一般的な病状である。心不全は、心臓の左側と右側が同期していない状態で収縮することが原因である。薬物療法や心臓移植など、心不全の治療に利用できるさまざまな方法がある。

<sup>1</sup> Nautilus, Inc. v. Biosig Instruments, Inc., 572 U.S. 898, 901 (2014)